

すたじおディープ株式会社

月額サポートパッケージ利用規約(兼 合意書)

すたじおディープ株式会社(以下、「当社」といいます)が提供する月額サポートパッケージ(以下、「本サービス」といいます)のご利用にあたり、ご契約者様(以下、「契約者」といいます)との間で以下の通り規約を定めます。

第1条(本サービスの内容と範囲)

1. 本サービスは、当社が契約者に対して提供する月額定額制のサポート業務です。
各プランの具体的な作業内容は、
当社Webサイト(<https://www.studio-deep.co.jp/package/>)に記載された内容、
または事前に双方で合意した内容に基づきます。
2. 当社は、専門的な資格(電気工事士、税理士、弁護士等)を要する作業、専門的なプログラミング、分解を伴う機器の修理、および危険を伴う高所作業等を行いません。
3. 「動画制作パック」において制作する動画は、各種SNS(Instagramリール、YouTubeショート、TikTok等)に適合する「1分以内(縦型)」のショート動画に限るものとします。数分以上にわたる長尺の動画編集、およびYouTube等の通常動画の編集は本サービスの対象外となります。

第2条(契約期間と自動更新)

1. 本契約の最低利用期間は1ヶ月とします。
2. 契約期間満了日の10日前までに、契約者または当社のいずれからも解約の申し出がない場合、本契約は同条件でさらに1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(利用料金と支払い方法)

1. 本サービスの利用料金は、選択されたプランに応じた月額料金(税込)とします。
2. 支払い方法は、「銀行振込(月末締め・翌月払い)」とし、当社が指定する口座へ期日までにお支払いいただきます。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
3. 訪問対応エリア内(さいたま市岩槻区・見沼区・緑区、春日部市、越谷市、川口市、蓮田市、白岡市、など)における交通費は月額料金に含まれます。エリア外への訪問が発生する場合は、事前に双方で協議の上、別途実費を請求いたします。

第4条(月の途中での契約・解約に関する料金の扱い)

1. 【月の途中でのご契約】月の途中から本サービスを開始する場合、初月の利用料金は「日割り計算(税込価格 ÷ その月の日数 × 利用日数)」にて算出いたします。
2. 【月の途中でのご解約】契約者の都合により、月の途中で本契約を解約された場合であっても、当該月分の月額料金は全額お支払いいただき、日割りによる返金・減額は行いません。ただし、解約申し出のあった当月末日まで、該当プランの残りのサポート(残回数分など)は引き続きご利用いただけます。

第5条(契約者の協力と素材提供)

1. 「動画制作パック」等において、制作に必要な写真・動画素材、テキスト、アカウント情報等は、契約者の責任において期限内に当社へ提供するものとします。
2. 契約者から素材の提供が遅れたことにより、当月内の納品や作業が完了しなかった場合であっても、月額料金の返金や翌月への作業繰り越しは行いません。
3. 「動画制作パック」における当月分の素材提出の最終締め切り日は、毎月20日(20日が店休日の場合は前営業日)とします。20日を過ぎて提出された素材に関しては、当月内の制作・納品はお受けできかねますので予めご了承ください。

第6条(秘密保持)

当社は、本サービスの提供にあたり、契約者から開示された業務上の秘密情報、個人情報、パスワード等のデジタル資産情報について、第三者に開示・漏洩せず、本サービスの目的以外に使用いたしません。

第7条(免責事項)

1. 当社は、本サービスの提供にあたり細心の注意を払いますが、当社の責めに帰すべき事由によらずに発生した契約者のデータ損失、機器の不具合、SNSアカウントの凍結、その他一切の損害について、責任を負いかねます。
2. 万が一、当社の過失により契約者に損害が発生した場合、当社が負担する賠償額は、該当するプランの「月額料金の1ヶ月分」を上限とします。

第8条(反社会的勢力の排除)

契約者および当社は、自らが反社会的勢力ではないこと、および反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。これに反した場合は、何らの催告を要せず即時に契約を解除できるものとします。

本規約(合意書)の締結を証するため、本書を2部作成し、双方認印の上、各1部を保有するものとします。

契約締結日:20 年 月 日

【当 社】埼玉県さいたま市岩槻区裏慈恩寺82-74

すたじおディーブ株式会社
代表取締役 稲川 理 印

【契約者】住 所:

代表者氏名: 印